7　債権にかかる更生担保権
⑴　確定債権
1件　471,247,938円　別表６－７
⑵　権利の変更及び弁済方法
①　管財人は、別表６－７「更生担保権弁済計画表」記載の更生担保権の弁済に先立ち、別表11―12「存続する担保権一覧表」の「担保権の目的物の表示」記載の貸付債権等（以下「担保目的債権」という。）の適切な回収に努める。
②　管財人は、担保目的債権を回収したときは、更生計画認可決定確定日と当該回収金を受領した日の何れか遅く到来した日から１ケ月以内に、当該回収金と同額を弁済する。但し、更生手続開始決定日後、更生計画認可決定までの間に回収した回収金については、更生計画認可決定確定日後１ケ月以内に弁済する。
③　担保目的債権の全部又は一部を平成27年３月末日までに回収出来なかった場合、当該未回収の担保目的債権について、管財人と更生担保権者で合意した当該時点での評価額、又は第三者へ譲渡した場合の売却手取額（対価額の10％と譲渡に要した費用を控除した残額）の何れかを回収金とみなして、本項の定めを適用する。
④　前記②及び③による回収金の合計額が、当該担保目的債権にかかる更生担保権の確定債権額を下回ることとなった場合（以下、下回った額を「回収不足額」という。）、当該更生担保権のうち回収不足額に相当する金額については、平成27年６月末日に免除を受ける。
⑤　前記②及び③による回収金の合計額が、当該担保目的債権にかかる更生担保権の確定債権額を上回った場合、当該回収金額を前記②の弁済方法に従い弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び納付方法
１　公租公課
⑴　届出債権
（内訳）
97件　289,691,111円及び額未定　別表８
ⅰ　本税等　289,687,911円
ⅱ　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　3,200円及び額未定
ⅲ　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　額未定
ⅳ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定
ⅴ　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定
⑵　権利の変更及び納付方法
①　別表８「優先的更生債権納付計画表」記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（上記ⅱの債権）及び更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（上記ⅳの債権）については徴収権限を有する者の同意を得られた場合、その全額の免除を受ける。
②　別表８「優先的更生債権納付計画表」記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの延滞金等（上記ⅲの債権）及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（上記ⅴの債権）については徴収権者の意見を聴いた上で、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。
③　別表８「優先的更生債権納付計画表」記載の債権のうち、上記①及び②による免除後の債権の全額を、平成22年12月末日限り、一括して納付する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法
１　確定更生債権
①　一般更生債権（下記②乃至④を除く。）
105件　9,775,935,013円及び額未定　別表９－１
②　保証債務履行請求
１件　3,398,474,507円及び額未定　別表９－２
③　敷金返還請求権
87件　65,287,101円　別表９－３
④　ホテル保証金・ゴルフ保証金
197件　192,564,800円　別表９－４
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　一般更生債権（保証債務履行請求権、敷金返還請求権及びホテル保証金・ゴルフ保証金を除く）
①　別表９－１「一般更生債権弁済計画表（一般債権）」記載の確定債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。上記免除後の確定債権については、更生計画認可決定時にその50万円超の部分について46.06％の免除を受ける。
なお、当該債権者が、別表９－２「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」、別表９－３「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」、別表９－４「一般更生債権弁済計画表（ホテル保証金・ゴルフ保証金）」及び別表10―２「未確定一般更生債権一覧表」に記載されている債権者である場合には、前記の権利変更は、当該債権者について弁済の対象となる債権を合算した後の債権を基準に行われるものとし、同様に②以下の権利変更及び弁済方法においても合算後の債権を基準に行われるものとする（但し、未確定一般更生債権が確定した場合に、既に弁済期が経過した分割金の未払額が生ずるときは、その金額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。）。
②　①による免除後の確定債権について、50万円以下の部分はその全額を平成22年12月末日限り弁済する。
③　①による免除後の確定債権について、50万円超の部分を以下のとおり合計５回に均等に分割して弁済する。但し、第５回目の弁済額は、④以下の定めにより増減することがある。
第１回目　平成22年12月末日限り。
第２回目　平成23年12月末日限り。
第３回目　平成24年12月末日限り。
第４回目　平成25年12月末日限り。
第５回目　平成27年６月末日限り。
④　第５回目の弁済額の調整
ア　（個別債権者毎の確定債権額の変動）
以下の事情による確定債権額の増減を各債権者毎に通算する。
ａ　別表10―２「未確定一般更生債権一覧表」記載の未確定一般更生債権が、別表10―２の「更生債権として」「認める額」欄記載の金額と異なる額で確定した場合のその差額
ｂ　別表９－２「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」記載の確定債権が後記⑵②によって、別表９－２の「確定債権額」欄記載の金額と異なる額で確定した場合のその差額
ｃ　一般更生債権の全部もしくは一部につき債権放棄がなされた場合のその放棄による減額
ｄ　本章第１節２及び３により、更生担保権者の実回収額と更生担保権額とに差が生じた場合に、確定更生担保権不足額分だけ増加する一般更生債権額又は、変更更生債権への変更により減少する一般更生債権額
イ　（全債権者に適用される弁済率の調整）
更生計画案提出時の一般更生債権の弁済率算定の基礎となった一般更生債権総額に代えて、アによる通算後の一般更生債権総額を用いて算定された弁済率を以て、最終的な一般更生債権弁済率とする。但し、弁済率を低下させることになる場合、管財人は裁判所の許可を得なければならない。